

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 1 月 16 日号をお送りします。

1 月 23 日は IGL の旧正月休暇ですので、1 月 23 日のニュースの配信をお休みさせていただきます。

\*===== Index \*=====\*

## ▼ 法令情報

>>> ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法の改正法

=====

=====◆◇◆◇◆

2019 年 11 月 25 日にベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法（以下、「現行法」という）を改正する法律 51/2019/QH14 号（以下、「改正法」という）が国会で可決された。改正法は 2020 年 7 月 1 日に施行される。重要な変更点は以下のとおり。

### 1. 「電子ビザ」に関する規定の法制化

「電子ビザ」は現行法では正式に規定されていないが、改正法ではその定義、記号、有効期間、申請手続き及び電子ビザの発給対象等の詳細について明確に定めている。

・定義、記号：電子ビザは、公安省出入国管理局が運営する電子ビザ情報ホームページを通じて発行されるものであり、「EV」と表示される。

・有効期間：電子ビザは、一回限りの入国が許可されるシングルビザとしてのみ発行され、その有効期限は最長 30 日となる。

・申請手続き：申請者が電子ビザ申請情報をオンラインで出入国管理局に提出すると、受理から 3 営業日以内に発行可否の結果が申請者に通知される。

・電子ビザの発給対象：現在「電子ビザ」は試験運用段階で 35 の国（地域）のパスポートに対し、ベトナム国内 33 か所の出入国地点において実施されているが、法改正後は全ての国・地域のパスポートに対して、ベトナム全国の出入国地点での適用へと拡大される可能性があると考えられる。

### 2. ビザの種類の詳細化

改正法では DT（投資家用）、DN（商用）、LD（労働用）の記号があるビザ（つまり、ビジネス目的で入国するために発行されるビザ）が細分化される。その中でも、投資家ビザ DT は今まで出資金額に関係なく 5 年間のビザが発給されたが、改正法ではその出資金額によって発給されるビザの期間が以下の通り異なる。

- ・ DT1 ビザ 5年間（出資金は 1000 億 VND 以上）
- ・ DT2 ビザ 5年間（出資金は 500 億 VND 以上~1000 億 VND 未満）
- ・ DT3 ビザ 3年間（出資金は 30 億 VND 以上~500 億 VND 未満）
- ・ DT4 ビザ 1年間（出資金は 30 億 VND 未満）

また、DT1~3 のビザを有する者がレジデンスカードを申請する場合、有効期限は次の通りになる。

- ・ DT1: 最長 10 年間
- ・ DT2: 最長 5 年間
- ・ DT3: 最長 3 年間

### 3. 入国目的の変更の容認

現行法の第 7 条 1 項によると、ビザの入国目的を変更してはならないとされているため、ビザを取得して入国した後、取得したビザとは別の目的で滞在したい場合には、一度出国して目的に即したビザを取得して再入国する必要がある場合が多い。

しかし改正法によると、以下の 4 つの場合には入国目的が変更できることとなるため、ベトナム国内でのビザ更新が柔軟にできるようになるであろう。

- (1) ベトナム法令に従い、ベトナムで投資している外国人投資家又は外国組織の代表者であることの証拠がある場合
- (2) 招聘又は身元保証を行う個人と親、配属者又は子の関係にあることの証拠がある場合
- (3) ベトナムで勤務するために、法人又は組織から招聘又は身元保証され、かつ労働許可証又は労働許可証免除承認書がある場合
- (4) 電子ビザで入国し、かつ労働許可証又は労働許可証免除承認書がある場合

### 4. ビザ免除対象の拡大

改正法では、「以下の (1) ~ (4) までの条件をすべて満たす沿岸経済区かつ政府が指定する区域に滞在する目的で入国し、滞在期間が 30 日以内の外国人はビザが免除される」という規定を追加した。

- (1) 国際空港を有すること。
- (2) 区画可能なエリアであること。
- (3) 本土との明確な地理的境界があること。(島などが該当する)
- (4) 経済・社会発展の政策に適合し、ベトナムの国防・安全保障・治安を害さないこと。

### 5. ビザ免除者に対する再入国制限の修正

現行法によると、ビザ免除対象となる条件は、入国時にパスポートの有効期限が 6 ヶ月以上残存し、

かつ前回のベトナム出国日から 30 日以上の間が経過していることである。改正法では、「前回のベトナム出国日から 30 日以上の間が経過している」の条件は削除されることとなる。

#### 参考文献

- 2014 年ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法
- 2014 年ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住法の改正法 51/2019/QH14 号

-----  
Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.  
-----